

委員および一般からのご意見

①委員から流域委員会への意見、指摘 (2007/9/11～2007/9/18 第 60 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
013	水山高久委員	07/9/12	「意見」が寄せられました。別紙013-1をご参照下さい。

②一般からの流域委員会へのご意見 (2007/9/11～2007/9/18 第 60 回委員会以降)

No.	発言者・所属等	受取日	内 容
809	自然愛・環境問題研究所 浅野隆彦氏	07/9/18	「『河川環境・・・維持管理』の説明への疑問」が寄せられました。別紙809-1をご参照下さい。
808	酒井隆氏	07/9/18	「『第 60 回委員会審議資料 2』淀川水系河川整備計画原案 河川環境・利用・人と川との繋がり・維持管理 河川管理者提供資料ついて」が寄せられました。別紙808-1をご参照下さい。
807	益倉克成氏	07/9/18	「第60回委員会での「河川環境」への意見」が寄せられました。別紙807-1をご参照下さい。
806	中村桂子氏	07/9/17	「9月11日開催の流域委員会 河川整備計画原案に関する意見」が寄せられました。別紙806-1をご参照下さい。
805	滝沢敏子氏	07/9/16	「淀川水系流域委員会 庶務さま」が寄せられました。別紙805-1をご参照下さい。
804	自然愛・環境問題研究所 浅野隆彦氏	07/9/15	「淀川水系流域委員会運営に関する提案」が寄せられました。別紙804-1をご参照下さい。
803	酒井隆氏	07/9/15	「質問応募について」が寄せられました。別紙803-1をご参照下さい。
802	(社)大阪自然環境保全協会 高田直俊氏	07/9/15	「大戸川ダムの必要性についての疑問」が寄せられました。別紙802-1をご参照下さい。
801	近藤齊伸氏	07/9/14	「意見書」が寄せられました。別紙801-1をご参照下さい。
800	荻野芳彦氏	07/9/13	「質問書 (2)」が寄せられました。別紙800-1をご参照下さい。
799	自然愛・環境問題研究所 浅野隆彦氏	07/9/13	「見事な軌道修正！・・・淀川水系流域委員会の運営について」が寄せられました。別紙799-1をご参照下さい。
798	エコロジー研究会 竹内碩氏	07/9/13	「淀川水系流域委員会への意見」が寄せられました。別紙798-1をご参照下さい。
797	自然愛・環境問題研究所 浅野隆彦氏	07/9/12	「『淀川・宇治川・木津川・桂川における治水対策の考え方について』への疑問 (その2)」が寄せられました。別紙797-1をご参照下さい。
796	松倉孝夫氏	07/9/12	「淀川水系流域委員会への意見」が寄せられました。別紙796-1をご参照下さい。
795	佐川克弘氏	07/9/12	「日吉ダムの洪水調節容量の見直しを急げ！」が寄せられました。別紙795-1をご参照下さい。

「川は川が作る。」

この意味は、川の形態は川の流れが自然に作るもので、自然物に似たものを人工的に作るものではない。人間が余計な手を出さないという意味だと思います。蛇行のようなスケールではなく、川の中の話です。例えば、瀬と淵とか、ワンドです。淀川のワンドは人工物（水制）の間に出来上がったもので自然物ではないので、人工的に再生しても悪くは無いのですが、それ以前にあったであろう自然のワンドはどんなものだったのでしょうか。金をかけずに対応したいものです。

公共事業費がピーク時の半分以下になり、今後も減る事はあっても増えることが無いとすれば、環境・景観も、継続してゆける物、方法、システム（住民参加を含む）でなければなりません。草刈りなど住民参加を前提に始まったものがうまく行っていないケース、ブロック護岸を土と草の護岸に改修して（近自然工法）、出水によって大きな被害を受けたケースがあったと聞いています。逆に言うと、この10年か15年くらいは新しい物も予算的にまだできるでしょうから、本当に作らなければならないものを選んで作る必要があると思います。

「河川環境・・・維持管理」の説明への疑問

2007年9月18日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野隆彦

- 1) 河川環境の保全に関する基本的な考え方として、○ 河川環境の保全・再生は「『川が川をつくる』のを手伝う」という考え方を念頭に実施。するとして、◇ 徹底した連続性の確保
 - ◇ ダイナミズムの再生
 - ◇ 水循環の健全化 などを挙げている。(P.3)
- 5 図) そう言うからには、「既設ダム撤去」を含むことになるが、それは全否定されるのか？
或いは、在りうる事と考えているのか？
- 2) また、淀川水系における今後の河川整備は、変化に富んだ地形と固有種を含む多様な生態系が残されていた頃の河川環境を目指す。としているが、それは何時の事か？
- 3) 高山ダムでは、(循環曝気設備のお陰か?) 2003年以降、アオコは確認されていない。(P.12 22 図) とされているが、私は2006年8月に2回の調査で確認し、第52回流域委員会に於いて発表している。それでもアオコは発生していなかったと言うのか？
- 4) ダムでの堆砂による土砂の連続性の遮断に対し、これを解消し得る計画案は存在するのか？それを実行する年間予算を示されたい。
- 5) オオサンショウウオの生息・生育環境の保全について、どのような計画案が存在するのか？
- 6) 川上ダム建設予定地河川＝前深瀬川、川上川は、非常に密度の高いオオサンショウウオの生息・生育環境を持つ河川として有名になっているが、この環境を守るため、どのような保全策を考えているか？
- 7) 原案でさえ、唯一の具体策が「人工巣穴の設置等」であるということは、「川上ダム建設にとって邪魔なオオサンショウウオは上流に移転させ、その生息・生育環境を破壊し、冷たいコンクリート製「人工巣穴」にでも引っ込んでおれ！」という事を意味しているのではないか？
- 8) 「川上ダム オオサンショウウオ群移転計画」の詳細を明らかにして貰いたい。
- 9) 「大阪サンショウウオの会」によれば、淀川水系にはまだまだ多くの川にオオサンショウウオが発見されないまま、河川の改修工事、災害復旧工事などが事前の環境調査をしないまま進められることで、多くの生体への加害、生息・生育環境の破壊を伴っている事実が紹介され、警鐘が鳴らされている。

このような実態を改善する為、もっと「環境を重視し、より多く、より深く、河川環境の調査を進めなければならない。」と考えるが、いかがされるか？
- 10) 「高水敷の切下げ」について明確な表現がないが、これはしないと
言うことか？すると言うことならどの範囲をするのか？
- 11) コンクリート護岸の覆土は、洪水時に剥がれ易いと思われるが、大丈夫であるという
実験データが存在するのか？(P.16 31 図)

12) 「既設護岸を存置」となっているが、この撤去を何故考えないのか？ (P.16 31 図)

13) 景観：ダム貯水池裸地対策が高山ダムの例として示されているが、このダム湖において湛水前の月ヶ瀬地域は「日本一の名勝＝月ヶ瀬煤溪」を誇っていた。これを破壊して高山ダムが建設された経緯からして、「裸地対策」としては一步進んで、水際に「梅樹植林」を実施する考えは起こらないか？

これは景観上、草本よりも有効で、水源地域の観光立地回復の一助ともなろうと思われるが・・・。

淀川水系流域委員会 庶務 殿

国土交通省近畿整備局 布村局長 殿

平成 19 年 9 月 18 日

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民
酒井 隆

質問 「第 60 回委員会審議資料 2」 淀川水系河川整備計画原案
河川環境・利用・人と川との繋がり・維持管理」河川管理者提供資料について

質問にあたって、以下の意見書等の確認についてお尋ねします。

- 1 前回「治水」に対する原案の広報について質問しましたが、整備局、河川事務所、水資源機構、関係府県、自治体、市町村ホームページや各地報道機関、地域広報誌等を通じて幅広く広報しましたか。少なくとも流域関係住民に「原案に対する質問」を、何故わかりやすく幅広く広報しないのか。以前は計画、実行したのに今回は、何故、住民参加を求めないのか。
- 2 淀川水系流域委員会は、淀川水系河川整備計画の合意形成をめざして審議してきた。第 1 次。第 2 次流域委員会の審議内容を厳粛に受け止め別紙 資料 1 平成 14 年 5 月以降「中間とりまとめ」から平成 19 年 1 月まで意見書等を取りまとめを近畿地方整備局に対して提出してきた経緯、内容について尊重するのか。

その後の事業内容の進捗状況と使途金額を説明して下さい。ムダな税金の公共事業投資は無かったのかどうか。

この間の概算予算要求と実行予算対比表を提出して下さい。反省点を総括し、今後の整備計画に反映さすための事業の精査・確認・検証がなされたのか。

整備計画原案について、平成 20 年度予算要求概算額・概要を明示してください。関係府県予算要求と住民負担について説明をして下さい。権力のトップダウンでダム建設等を前提した河川整備計画では、事業推進能力がない。

次期委員会への申送書別紙 資料 2 は、実行するのか。

- 3 社会資本整備のアカウントビリテイ（説明責任）向上行動指針別紙資料 3 について、近畿地方整備局管内・関係機関での取り組みと評価を提出して下さい。

別紙資料2

次期委員会への申送書

平成 19 年 1 月 30 日

淀川水系流域委員会

目 次

はじめに	0
1 さらに審議すべき事項：委員会関連	0
2 さらに審議すべき事項：琵琶湖部会関連	1
3 さらに審議すべき事項：淀川部会関連	3
4 さらに審議すべき事項：木津川上流部会関連	5
5 さらに審議すべき事項：猪名川部会関連	6

はじめに

まず、本委員会が休止されるにあたって「委員一同」の名で発表した「挨拶」の一部を再掲する。

国土交通省近畿地方整備局は、改正河川法による河川整備の新しい理念の具体化と充実した住民参加手続きの実施について、並々ならない強い改革の意欲をもち、それを実現するため、平成十三年二月、淀川水系流域委員会を設置されました。

淀川水系流域委員会は、設置に先立って本委員会のあり方を検討した準備会議の答申にしたがって、従来にない新しい審議方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルとなることを目指してきました。本委員会は、設置時の「河川整備計画原案について意見を述べること」「関係住民の意見の反映方法について意見を述べること」ならびに平成十七年二月の第二次委員会からの「河川事業・ダム事業にかかる再評価及び事後評価について意見を述べること」という目的を達成するため、通算五百回を超える委員会・地域部会・テーマ別部会などを開催し、河川管理者と協働しつつ、真摯に審議してきました。

しかしながら、平成十九年一月三十一日の委員の任期満了をもって、本委員会は一旦休止されることになりました。本委員会の最も重要な役割は河川整備計画原案について審議することでありましたが、原案の提示を待ちつつ、ひたむきに審議の準備を進めてきたにもかかわらず、原案が示されることなく、委員会が一旦とはいえ休止されることは、委員会としてきわめて残念であります。

今後、本委員会推薦の委員も参加したレビュー委員会において、本委員会の活動の評価がなされますが、より進化した委員会の設置につながる審議を期待しています。

河川管理者におかれては、本委員会の設置時の意欲を思い起こし、公募による委員の選出、徹底的な情報公開、住民参加の実施、委員会による自主的な運用といった本委員会の骨格を継承した次期委員会を、可及的速やかに再開されるよう、切望いたします。

次期委員会におかれては、新たな河川整備を実現するために、本委員会を超える意欲をもって審議にあたられるよう、期待しています。

本委員会の休止により、その審議もまた中断されることとなった。以下に、本委員会が重要と考える審議事項を示すので、次期委員会においても、河川法改正の趣旨に則り、引き続き審議されることを切に希望する。

1 さらに審議すべき事項：委員会関連

1-1 水系の統合的流域管理について

平成9年(1997)の河川法の改正によって水質の改善や生態系機能の回復が新たに計画の目的となり、従来の治水と利水のみを目的として策定されてきた計画の在り方自体が問われることとなった。また、その結果生ずる新たな利害の競合や制度の矛盾を解決するには、河川整備事業という枠を越えた流域管理の仕組み、すなわち幅広い参加を前提とする流域ガバナンスの確立が求められることとなった。

とくに琵琶湖というかけがいの無い静水自然生態系としての存在を擁する淀川水系においては、その貴重な環境に非可逆的な負の影響を及ぼす懸念が払拭されない限り、予防的な政策判断が強く求められており、それに伴い、治水、利水の基本的な考え方そのものも大きな転換が求められていると言わざるを得ない。

水のシステムとしては世界で最も高度に管理されていると考えられる琵琶湖・淀川水系において新たに策定される河川整備計画は、長い将来を見据えた流域資源の持続可能な利用と保全がグローバルな視点で問われることとなる。そういった持続可能性を反映する統合的流域管理の仕組みの構築に向けた計画の策定には本委員会できりとめられた意見が大きく貢献するものと考えられる。

水系の統合的流域管理については、その重要性にもかかわらず、本委員会ではほとんど議論されていない。次期委員会での議論を希望する。

1-2 治水における流域対応の推進について

本委員会が治水の主眼としたことは「いかなる大洪水に対しても壊滅的な被害を避けるよ

うにしよう」ということであつた。こうした考えは、これまでのような「基本高水を河道とダムに配分する」という治水方式では、①治水計画の完結が困難で、結果として水害の頻発が放置される、②治水計画が完結されたとしても、計画を超える洪水に襲われると、壊滅的な被害になる、③計画以下の洪水の場合でも、破堤により壊滅的な被害になる、という現実を直視した結果のものである。また、治水のために河川環境を破壊してきた面も無視することができない。

このため、とくに重視すべき施策として取り上げたのが堤防補強と流域対応である。

堤防補強については、最近ようやく重点施策に取り上げられるようになったが、現在の堤防補強は浸透と侵食を対象としたものに止まっており、最も重要な越水が対象外とされている。越水が対象外とされる最大の理由は「補強工法が確立されていない」ということであるが、これまでの土堤原則にとらわれない新たな工法についての検討と実用化を次期委員会においてもぜひ目指していただきたい。

流域対応には、流域の保水および遊水機能の強化などによる雨水流出の抑制、土地利用の適正化、建物の耐水化、二線堤や輪中堤による氾濫水の制御といった氾濫原の管理、警戒・避難活動による人的被害の回避、水害保険による被害の補償といった危機管理がある。

これまでの治水は、洪水流量の調節、河道の流下能力の拡大、水防活動などの危機管理といった河川対応に重点をおいてきている。もちろん今後も河川対応を充実させる必要があるが、流域対応の充実についても重点施策として積極的に推進する必要がある。当面実施すべき施策として、次期委員会においても重点的に検討していただきたい。

1-3 水需要管理の実施について

これまでの利水では、水需要が増加すると予測に応じて、ひたすら水資源の開発に努めてきた。これが社会の発展を支えたが、河川環境に悪影響を及ぼした面がある。いま、水需要は横ばいから漸減傾向に転じ、これまでの水資源開発計画の見直しが迫られている。

本委員会は、水需給がバランスするように水需要を管理することについて、利水・水需要管理部会を設け、検討を続けてきた。同部会の検討の成果は「水需要管理の実現に向けて」と題する意見書にまとめているが、次期委員会においても引き続き検討されることを希望する。

1-4 河川環境を重視した堰操作について

これまでの堰の操作規則は、瀬田川洗堰あるいは淀川大堰に見られるように、治水と利水のみを考慮して定められている。このため、結果として、河川環境に悪影響を与えることもしばしばであった。本委員会では、水位管理の問題を当初から重要な課題の一つと位置づけ、水位操作ワーキンググループ等を設け、検討を続けてきた。検討の成果は、第1次委員会でのものが「琵琶湖水位操作についての意見書—中間とりまとめ—」、第2次委員会でのものが「琵琶湖の水位操作をめぐる論点と課題」としてまとめているので、次期委員会においても引き続き検討されることを希望する。

1-5 住民意見の聴取反映について

本委員会への諮問事項である「関係住民の意見の反映方法について意見を述べること」を検討するため住民参加部会を設け、審議してきた。第1次委員会での審議の成果は提言別冊「河川管理者に対する河川整備計画策定時における一般意見の聴取反映方法について」および意見書「計画策定における住民意見の反映についての意見書」としてまとめられている。また、第2次委員会では、住民参加部会とともに意見聴取反映ワーキンググループを設けて審議を続け、その成果は答申「住民参加のさらなる進化に向けて」としてまとめられている。これらを踏まえて、次期委員会においても引き続き検討されることを希望する。

2 さらに審議すべき事項：琵琶湖部会関連

2-1 総合的な課題

- ①琵琶湖と集水域は1つの生態系であるから、個別の河川整備事業ごとに切り離してその是非を判断しては存在に相応しい計画を策定することは出来ない。次期委員会でも、現在琵琶湖でどんな変化が起きているのか十分踏まえて検討を進めて頂きたい。

- ②琵琶湖の水位操作は琵琶湖のみならず淀川水系の治水、利水、環境に関する全ての事業に影響を及ぼす。また、それらの事業のあり方を検討する上で、現行の洗堰操作規則の検証は不可欠であり、とくに琵琶湖の環境にとっては、操作規則の改善のメリット・デメリットと実現の可能性の検討が強く望まれる。現状では、洪水制限水位より高めに水位を設定して試行操作をすることは困難とされているが、「琵琶湖の水位管理の論点と課題」で示した新たな提案については、試行操作を含めた本格的な検討が強く望まれる。
- ③琵琶湖・淀川水系の統合的な流域管理については、河川整備事業との関係を含め、制度、政策、組織体制などについて十分な検討が行われなかった。重要な課題であるので次期委員会で強力に取り組んで頂きたい。
- ④琵琶湖の場合、今後30年程度の「河川整備事業」という枠組みを超える流域管理の視点が重要である。その環境に取り返しのつかない負の影響を及ぼす可能性が少しでもあると考えられる場合には、予防原則に基づいてその原因となる事業の推進を避け、流域全体として目的の達成を支援する枠組みをつくりあげることが求められている。

2-2 治水に関する課題

- ①本委員会では、いかなる洪水をも視野に入れた治水のあり方について議論してきた。現実的にはある規模を対象に計画をつくることになるが、次期委員会においても、この「治水とは何か」という重要な視点を失わないように検討を行って頂きたい。
- ②河川管理者は、05年7月の「方針」で、①高時川・姉川の洪水調節、②琵琶湖周辺の洪水防御および下流淀川の洪水調節、という治水目的に特化して丹生ダム事業を「実施する」との方針を発表したが、本委員会は河川対応、流域対応の重要性を指摘し、破堤による被害の回避、とくに堤防強化と流域対応を最重要課題とする詳細な検討が必要であると示した。将来に禍根を残さないように、ダムに頼らない治水と地域の持続的発展の実現可能性を十分検討した上でダム建設是非の結論を出すように努めて頂きたい。
- ③瀬田川、宇治川、天ヶ瀬ダム再開発について、時系列的な整備の進め方について未だ方針が示されていないため、瀬田川洗堰の操作を含めた統合的な治水計画について十分言及することが出来なかった。次期委員会に残された大きな課題である。

2-3 環境に関する課題

- ①治水と利水が一定の譲歩をすること無しに、琵琶湖環境への長期的な負の影響を回避する河川整備計画の立案は不可能である。
- ②琵琶湖の自然環境・生態系の「保全と整備」をめぐる最も重要な課題は、湖の生態系にもたらされる長期的、非可逆的な負の影響の可能性を回避すること、水陸移行帯の保全と回復、および生物の移動経路の分断の回復である。とりわけ、ダムなどの大規模な河川整備事業が琵琶湖北湖の環境に与える影響を過小評価することには慎重でなければならない。この視点は是非継承して頂きたい。
- ③瀬田川洗堰による水位操作は、琵琶湖環境に多大な影響を及ぼすことから、治水、利水と同様に、環境についても十分配慮する必要がある。堰操作の試行および試行結果等に基づく環境に配慮した堰操作のあり方の検討は今後も続ける必要がある。これらの課題について、今後も科学的根拠にもとづいた評価を行う必要があり、評価に際しては、琵琶湖の生物多様性回復にむけての重要な指標の一つとして、コイ科魚類の生息・生育環境の維持・回復や低水位に伴う貝類の生息密度変化や死亡率等を検討頂きたい。
- ④外来種対策に関する河川管理者の様々な実験的取り組みは評価できるが、単に外来種を駆除するだけでなく、駆除した後にどのような自然を再生しようとしているのかを考えておくことが重要である。
- ⑤水質保全対策に関しては「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会(仮称)」の設立に向けて準備会を設けて検討がなされているが、琵琶湖の場合は、より包括的・流域連携的な取り組みが望まれる。幅広く検討して頂きたい。
- ⑥河川の水量と河川形状に関しては、河川管理者は、基礎案に係る事業の具体的な整備内容シートで、様々な調査検討を実施しているが、横断方向と縦断方向の連続性の確保や魚道設置についてより積極的な検討が望まれる。

2-4 利水に関する課題

- ①異常渇水時に緊急水を確保することについては、その必要性は認められるものの、河川管理者が主張する必要量については論理的根拠が明確でない。またそれを直接的、間接的にダム建設によって実現しようとする場合、琵琶湖への長期的、非可逆的かつ重大な負の影響の可能性を払拭することは困難であるということ踏まえた利水のあり方が問われている。次期委員会においてもこの点に十分配慮した検討をして頂きたい。
- ②事業中のダムからの利水者の撤退意向は相次いで明らかにされたが、撤退ルール適用について十分な検討が行われていない。次期委員会ではこの点について、河川管理者の明確な見解を求め、十分な検討をして頂きたい。
- ③琵琶湖へ流入する河川の農業用水の問題や瀬切れ対策の問題については、滋賀県と連携した検討が望まれているが、その成果は未だ示されていない。次期委員会の重要な課題の一つである。

2-5 利用の課題

- ①水上オートバイの利用など、琵琶湖の利用と水質汚濁や生態系への影響については、滋賀県と連携し、包括的な取り組みを進展させると共に、国として法整備など根本的な問題解決にも取り組む必要がある。

2-6 その他

- ①琵琶湖集水域における直轄事業と他の機関が所轄する事業との「連携と協働」については、河川管理者から委員会に詳細な報告が未だなされていない。今後の課題である。
- ②流域委員会は、河川管理者が提示する原案の是非について検討を加えるだけでなく、河川整備事業のあり方そのものについて様々な側面から考え方を提示する役割がある。引き続きこの点を重視していただきたい。
- ③「河川整備計画基礎案整備シートに係る平成17年度事業の進捗点検についての意見」に詳細が記述されている個別事業をめぐる懸案事項についても、上記の基本的な考え方を踏まえて更に踏み込んだ検討を進めて頂きたい。

3 さらに審議すべき事項：淀川部会関連

淀川部会関連で重要と考えられる課題のうち、取り扱ったが未だに成果が不十分な課題や、未検討あるいは検討不十分な課題で、主なものは下記の通りである。いずれの事項も最新の知識に基づき計画立案するとともに試行的な実施を行い、その結果をモニタリングして評価を行ったうえ、計画に反映するという順応的な管理と徹底した情報公開による透明性の確保が前提である。

3-1 取り扱ったが未だに成果が不十分な課題

(1) イタセンパラを指標種とするワンド生態系の回復と再生

城北ワンド群におけるイタセンパラは、2006年度調査によって仔稚魚が0であることが判明し、絶滅のおそれが極めて高いことやワンド生態系の劣化が著しいことが明らかになった。この問題に関して緊急対策を講じることは、日本の生物多様性保全上も必要であり、下記の事項についての検討が必須である。

- ①城北ワンド群におけるイタセンパラ絶滅危機の原因解明と対策
- ②可能な限りワンドの干し上げを行い、魚類や貝類などの生息状況の調査、ならびに外来種の駆除やゴミの除去、などの環境改善と環境改善効果の検証
- ③ワンド内及びコア地域（ウオータレタスの場合には木幡池など）でのオオグチバスやウオータレタスなど侵略的外来種の早急な根絶
- ④淀川大堰による水位操作やフラッシュ操作の継続とその効果の検証
- ⑤淀川流域全川にわたるワンド群の保全と再生

(2) 多様性の保たれた淀川本来の植生の保全と再生

現在検討中の場所だけでなく、全川にわたり多様性の保たれた淀川本来の植生の保全や再生を図る必要がある。そのためには、高水敷の切り下げだけでなく、堰操作の見直しによる

河川の攪乱頻度の増加などで水位・流況を改善するなど、場所に応じた対策を講ずることの検討が必要である。

(3) 縦断方向の河川形状の修復

縦断的な連続性の確保を目標に、井堰の撤去や改善など、魚類など水生動物の遡上や降下を妨げない構造物の調査検討を、淀川に流入している中小支川を管轄している自治体との協働をふくめて、水系一貫的に行うことが必要である。

(4) 河川レンジャー制度

地域住民と河川をつなぐ上で重要であり、淀川にふさわしい形での本制度のさらなる充実や発展が望まれる。

(5) 水害防止

水害に強い地域づくり協議会の設置、ハザードマップの作成や配布、避難計画、水防活動や避難訓練など、恒状的な活動維持とそのため体制づくりについてさらなる検討が必要である。

(6) 河川の利用

河川の利用は「川でしかできない利用」に限定し、既存のグラウンドやゴルフ場などは縮小し、河川と人との結びつきを強化する方策の検討をさらに行う必要がある。また、不法耕作地など不適切な利用あるいは水面利用などに関しての実態調査と対策のさらなる検討が必要である。

3-2 未検討または検討不十分な課題

(1) 堤防強化

現在進行しつつある浸透や洗掘に対する堤防強化だけでなく、同時に越水にも強い堤防にするための技術開発の検討が必要である。

(3) 天ヶ瀬ダム再開発の影響と対策

天ヶ瀬ダム再開発による流量増加 1500 m³/s にともなう下流の宇治川塔の島の流下能力の増大方法や景観あるいは河川環境への影響等についての検討が必要である。

(3) 淀川下流河川(新淀川、大川(旧淀川)および神崎川)への流量が汽水域環境に及ぼす影響

淀川下流河川の大川、神崎川、新淀川の流量と環境の関係に関しては、フラッシュ操作を含めて現状調査は不十分で、未解明の点が多い。生物多様性保全上必要な対策も干潟の保全再生の取り組みを除いては行われていないなど、多くの課題が残されている。

(4) ダムや堰の弾力的な運用による下流河川の環境改善

淀川大堰の試行操作による環境改善効果は限定的であるので、さらにダムや堰の弾力的な運用により、湛水域における流水環境の保持並びに攪乱域と攪乱頻度の増大などによる生物の生育・生息環境の改善が必要である。

(5) 河床と土砂の動態とその影響に関する調査と対策

近年淀川本川は勿論のこと木津川や宇治川などの河床低下が著しく、河川の攪乱が激減し、河川環境の悪化を招いていることから、河床動態およびそれに関連する土砂動態の実態とその影響に関して全川にわたる調査とそれに基づく対策の検討が必須である。

(6) 水需要管理の実現に向けての検討

水需要管理の実現に向けて、下記事項の検討が必要である。

- ① 淀川下流域における利水者の水需要の精査確認と速やかな公表、
- ② 水利権の精査確認と計画的な水利調整による水需要管理、
- ③ 事業中のダムから撤退する場合、工業用水からの転用手続きの早期実施に向けての条件整備の検討、
- ④ 公開による学識経験者、住民参加に基づく琵琶湖・淀川水需要管理協議会の設置ならびにその定期的な開催と節水・水需要抑制・水融通など農業用水も含めた具体策の検討。

(7) 水制工の設置とその影響

水制工の河川環境への影響把握のため、設置前と設置後の土砂移動などの環境変化とそれにとともなう生物の生育・生息状況の変化を把握するとともに影響評価を行うことが必要である。

(8) 舟運による環境への影響評価と舟運のルールづくり

船舶航行のヨシなどの生物に与える影響検討に基づく舟の速度や総量規制だけでなく、プ

レジャーボートの規制や舟運にそなえたルールづくりなど、舟運のあり方の全般的な検討が必要である。

(9) 閘門設置の影響と対策

淀川大堰閘門設置の環境への悪影響の防止に併せて、新たな水路を設けて水生生物の上下流の移動を確保するとともに、城北ワンド群の環境改善も視野に入れた措置を検討する必要がある。

(10) 水質悪化防止

水質悪化防止のため早期の住民・住民組織・自治体との協働による総負荷量管理の実施に向けての検討が必要である。

4 さらに審議すべき事項：木津川上流部会関連

4-1 計画に関する課題

河川レンジャー(制度)を早期に実現することが課題である。

4-2 環境に関する課題

(1) 水質

かつての木津川は、淀川水系では、有数の清流であった。いま、流域での土地開発やダム群による土砂流動の遮断などにより、河川の水質が悪化した。このため、つぎの施策についての検討が急がれる。

- ①早期に住民・住民組織・自治体との協働による流入河川の総負荷量管理を実施し、木津川、名張川の水質改善に寄与することが重要である。
- ②既設ダムの水質の監視と改善のための取り組み（曝気設備など）を継続し、その効果を検証する必要がある。
- ③ダムの放流水については、水質と生物の関係、水質と人間の健康との関係について検討する必要がある。

(2) 土砂

木津川の特徴の一つが砂河川ということであるが、上流のダム群による土砂流動の遮断などにより、河床の低下や河床材料の粗粒化が発生し、河川環境に悪影響を及ぼしている。このため、土砂の流動を回復させることが重要な課題である。

(3) 生物等

木津川の豊かな生態系を保全・回復するため、つぎの事項についての検討が必要である。

- ①魚類・甲殻類などが遡上・降下できるよう堰、ダム等の魚道整備・改修を行う必要がある。今後、住民・漁協などの理解と協力を得るための取り組みが必要である。
- ②木津川上流ダム群の弾力的運用の試行によるダム下流河川の攪乱の試行を継続すること。
- ③青蓮寺ダムの事前放流により名張川で大量の魚類等の斃死が発生した(平成18年8月9日)。今後は、ダム操作規則による運用であっても、下流河川に生息する生物への十分な配慮が必要である。

4-3 治水に関する課題

(1) 河川対応

木津川上流部では、岩倉峡上流の上野地区の治水が長年の懸案事項であり、既往最大規模を想定した治水計画が実施されようとしている。つぎの事項について、さらに審議されることを希望する。

- ①河道の流下能力の向上：河道内の生物の生育生息環境に配慮しつつ、河床の掘削や河道内の樹木の伐採などにより、流下能力の増大をはかる必要がある。
- ②堤防補強：浸透および侵食だけでなく、越水をも対象にした堤防補強工法について検討し、実用化をはかる必要がある。
- ③上野遊水地の遊水機能の向上：水理模型実験による検討により、上野遊水地の水理機能を把握し、最適な遊水機能を発揮する越流堤の高さおよび長さについて検討する必要がある。
- ④岩倉峡の流下能力の検証：岩倉峡の洪水流下特性を把握することが上野地区の治水を検

討する出発点となる。洪水観測などによりその特性の把握に努めるとともに、岩倉峡流入部の部分開削や河床の巨石除去などについても検討する必要がある。

(2) 流域対応

いかなる大洪水に対しても壊滅的な被害を回避するには、流域対応を充実させる必要がある、とくにつぎの事項について検討する必要がある。

- ①警戒・避難対策：人的被害を回避・軽減するには、効果的な警戒・避難対策を早急に確立する必要がある。とくに水害危険地域に住む人たちの防災意識を向上させる施策の実施が重要である。
- ②水害に強い地域づくり：土地利用の規制・誘導、建物の耐水化、道路や農道の二線堤化などにより、水害に強い地域づくりに努める必要がある。

4-4 利水に関する課題

- ①水需要管理および渇水対策会議の改正：早期に、学識者、住民が参加する琵琶湖・淀川水需要管理協議会(仮称)を設置し、水需要抑制に取り組むことが必要である。
- ②水需要管理の実現：社会の変化を反映する木津川上流部の農業用水の慣行水利権の統廃合などの適正化と、余裕水量の用途間転用の促進を図る必要がある。河川管理者、農村整備行政、農家による対話が必要である。
- ③青蓮寺用水の水利権の見直しと用途間転用：青蓮寺用水(名張地区特定かんがい用水・1.72m³/s)は、営農形態の変化、遊休農地や荒廃地の増大などにより、取水量と水需要が乖離していると考えられるため精査確認が必要である。

4-5 川上ダムに関する課題

川上ダムについては、「実施する」との方針が示されているが、川上ダムの建設により、生息生育環境に影響を受けるおそれのあるオオタカ、オオサンショウウオなど、生態系の頂点にある生物種と、その生存を支える多様な生物の生息生育環境の保全について、さらなる調査・検討と当面の保全対策の見直しが必要である。

治水面における川上ダムの代替案と、その費用対効果のさらなる検証が必要である。

また、利水の撤退や見直しのダム規模に及ぼす影響については、具体的な仕様が未だ委員会に示されていない。可及的速やかな検討が重要である。伊賀市の水道用水供給事業についても、水道料金を具体的に試算したうえで水需要のさらなる精査確認が必要である。

4-6 その他

川上ダム建設予定地周辺の活断層について、さらに十分な科学的調査を行う必要がある。

5 さらに審議すべき事項：猪名川部会関連

5-1 治水に関連する課題

(1) 狭窄部の開削

銀橋狭窄部の開削による上流への治水効果と下流への影響を正確に検証する必要がある。

(2) 堤防強化

- ①無堤地区は築堤によって治水安全度を上げるが、これによる下流への影響を正確に検証する必要がある。
- ②閉鎖性の輪中地区の堤防強化は越水対策を施して急ぐ必要がある。
- ③超過洪水に対して越水しても破堤しにくい堤防への改築を検討する必要がある。

(3) 河床掘削

- ①流下能力増大のために中州・河床の掘削、樹木伐採、一部高水敷掘削が必要である。
- ②流量配分を考慮した藻川・猪名川の分派域の河床整備が必要である。

(4) その他

- ①低平地の内水災害に対する排水ポンプの増強、避難誘導などの水害に強いまちづくり、支川・上流域での流出抑制など、総合治水の考え方の具現化をさらに進める必要がある。
- ②一庫ダムは「但し書き放流」で放流制限されているが、狭窄部・無堤地区解消後の放流

計画を検討しておくことが必要である。

- ③余野川ダムは当面実施しないため、ダムに期待していた洪水調節分についての課題が残されている。
- ④府県管轄域を含めて洪水疎通障害になる橋梁が存在しているが、これらの橋の掛け替えを検討しておく必要がある。
- ⑤猪名川の河川整備は、流域を管轄する国、大阪府、兵庫県の連携が重要である。

5-2 環境に関連する課題

(1) 縦断方向の連続性の確保

堰の改築や機能的な魚道の設置によって水生生物の遡上・降下に対する移動障害を除去し、縦断方向の連続性を確保する必要がある。

(2) 横断方向の連続性の確保

高水敷の切り下げを含め、河川の生物環境を特徴づける冠水地形・水陸移行帯を広く確保することが必要である。

(3) 外来種対策

- ①外来植物対策として冠水が有効な防除手段のひとつであるので、冠水地形・水陸移行帯を拡大することによる対応策を検討する。
- ②外来動物の生息状況の把握と影響の実態調査が必要であり、同時に外来種の駆除戦略も検討する必要がある。

(4) 汽水域

- ①猪名川下流域の河川整備には、汽水域の特性を活かす工夫が必要である。

5-3 利水に関連する課題

農業の実態を把握し、農業利水に関する調査・検討が必要である。

5-4 利用に関連する課題

(1) 河川敷の利用

- ①自治体が占有するグラウンド等による河川敷の利用が進められてきたが、「川らしい利用」に照らしてこの過剰利用の実態を是正する必要がある。

別紙資料 3

国土交通省 *Ministry of Land, Infrastructure and Transport Japan*



国土交通省として初めて策定しました

[Home](#)

『社会資本整備のアカウントビリティ(説明責任)向上行動指針』を

平成19年3月23日
<問い合わせ先>
大臣官房技術調査課
(内線22353)
大臣官房広報課
(内線21512)
大臣官房公共事業調査室
(内線24295)
総合政策局政策課
(内線24206)
TEL 03-5253-8111(代表)

施策及び事業の実施にあたり、国民へのアカウントビリティ(説明責任)を果たすことがますます求められ、その重要性は高まっています。そこで、現時点での国土交通省のアカウントビリティについての取り組みを評価し、今後、職員がアカウントビリティをより一層果たしていくことを目的に、「社会資本整備のアカウントビリティ(説明責任)向上行動指針」を取りまとめたのでお知らせします。

<添付資料>

- ・ 行動指針(概要)
 - 。 [「社会資本整備のアカウントビリティ\(説明責任\)向上行動指針」概要](#) 
- ・ 行動指針(本文)
 - 。 [「社会資本整備のアカウントビリティ\(説明責任\)向上行動指針」本文](#) 

※ 「社会資本整備のアカウントビリティ(説明責任)向上行動指針」本文は冊子でもご用意しております。冊子をご希望の方は、お手数ですが、国土交通省大臣官房技術調査課までお越し下さい。

PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Acrobat Readerが必要です。右のアイコンをクリックしてAcrobat Readerをダウンロードしてください(無償)。Acrobat Readerをダウンロードしても、PDFファイルが正常に表示されない場合はこちらをご参照下さい。



All Rights Reserved, Copyright (C) 2007, Ministry of Land, Infrastructure and Transport

2007年9月18日

八尾市 益倉克成

第60回委員会での「河川環境」への意見

「川が川をつくる」のを手伝う」という考え方には、賛成です。

この考えに基づいて、河川に過去に及ぼしてきた人為的な影響を軽減する事業を重点的に実施することが重要と考えます。

しかし、河川事業としては、制度的な制約、予算的な制約から可能なことは、限定されると思われます。

このような制約を前提に、以下についてのより詳しい説明を希望します。

- ・河川事業単独では、困難なものの実行の考え方。

- ・選択された事業を優先された考え方。

9月11日開催の流域委員会 河川整備計画原案に関する意見
淀川流域委員会 庶務 様

4. 5 利用

1. 5. 3 「舟運」について、

- ・大規模震災時において、水上緊急輸送計画を進める。
- ・淀川本線、宇治川において、河口から伏見港までが就航可能となるよう、必要な整備を順次実施する。そのため枚方から三川合流までの新たな航路確保にも資するように水制工を試験施行する。
- ・淀川大堰、守口周辺、枚方周辺、川合流点付近においては関係機関と連携して「川の駅」の整備を検討する。

【意見】

①川の道計画については、1996年（平成8年）7月27日の新聞記事に掲載された桂川、宇治川、木津川「合流テーマに連携、観光、文化を広域推進」の実現に向けていると思われるが、流域委員会発足当時、舟運の問題について河川管理者は、震災時の緊急輸送のみが目的と説明した。所が原案では、「観光を目的とした舟運計画」と、既に大きく変更され驚いている。イベント等の取り組みも試行され、淀川本線から枚方～三川合流までの水面の有効利用が検討されているという。

三川合流界限は、京都府下では屈指の猛禽類の生息地となっていて、山、川、農耕地という猛禽類が生息ための大切な環境が残されている。又、希少な渡り鳥が羽根を休めに訪れているように、僅かに残されている淀川流域の豊かな環境保全を目指すべきだと思う。

②また、利用箇所を定めて実施、といいながらも水上オートバイやプレジャーボート等からはベンゼン、トルエン、キシレンなどの有害化学物質が検出されているという事実も明らかにされており、水質の悪化につながる行為をそのまま放置するわけにはいかないし、新たな計画など決して見逃してはならないと思う。

③平成19年度から大阪府は、大阪湾から三川合流地点までの区間を「鳥獣保護区」として新規に指定した。淀川流域に生息する希少な野鳥、その他の生きものの生息環境を脅かすであろう河川整備計画原案等について、自治体、保護団体等と緻密な協議等がなされているかどうか疑問。

注：【鳥獣保護区】環境大臣又は都道府県知事にあつては、鳥獣の保護を図るため特に必要があると認める時は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息状況と勘案して鳥獣保護区として指定する。（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 第三節）

以上、河川法の改正に伴って「環境に配慮」を謳い、また、整備計画の策定においては基本的な考え方として「川が川をつくる」と述べているが、内容は全く無視され「志」に添っていないと思われる。河川整備計画原案「舟運」について再検討願います。

淀川水系流域委員会 庶務 さま

私は三川合流付近の自然を常々楽しんでいる者です。

「川の駅」計画についての意見です。

「観光を目的とした舟運計画」となれば 水上オートバイなども行き交うということになるでしょう。水上オートバイやプレジャーボート等からはベンゼン、トリエン、キシレンなどの有害科学物質が検 出されているという事実も明らかにされており、水質の悪化につながる行為 をこのまま放置するわけにはきません。 三川合流界限は京都府下では屈指の猛禽類生息地となっています。山、川、 農耕地という猛禽類が生息するには必用不可欠な環境であり、希少な渡り 鳥が羽根を休めに訪れているような今のままの淀川流域の豊かな環境の保 全を目指すべきだと思います。平成19年度から大阪府は、大阪湾から三川合流地点までの区間を新規に「鳥獣保護区」として指定しました。当然のこととして淀川流域に生息する希少 な野鳥、その他の生きものの生息環境を脅かすであろう河川整備計画原案について、自治体、保護団体等と緻密な協議等がなされているのでしょうか。 以上、河川法の改正に伴って「環境に配慮」を謳い、また、整備計画の策定 においては基本的な考え方として「川が川をつくる」と述べているが、内容は ことごとく無視されており、その「志」には全く添っていないと思われます。 河川整備計画原案「舟運」について再検討願います。

滝沢 敏子

「淀川水系流域委員会運営に関する提案」

2007年9月15日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野 隆彦

今後、充実した審議を保障する為にも、委員会の根源を問う問題としても以下の事を検討し、改善を図らねばならないと考えます。

1.) 現在、河川管理者から「河川整備原案」が示され、その具体についての説明資料が提出されています。しかるに基礎案だけでなく、既定の委員会「提言」・「意見書」・「答申」等の意見に対して、比較可能な記述がなく、どう反映しているのか、どう拒否・反論しているものか、判断がつかない状態です。

このことは流域住民(傍聴者)のみならず、委員(特に新規委員)においても同じで、このまま推移することは審議上希薄な理解の下に進められる事になります。6年に及ぶ真摯な検討の上に立つ「提言・意見書・答申」を河川管理者がどう受け止めているかを示してこそ、「キャッチ・ボール」が行えるのであって、それらを『無』同然に扱ってはならないと思います。「基礎案」以降も2年に渡って審議され、「基礎案」に対する「意見書・答申」が数多く出されています。当然、それを受け止めた「基礎案以上」のものが出されるべきですが、その事そのものはさて置いても、それら「意見書・答申等」に対応している「比較表現」が為されなければなりません。一つ一つの項目に於ける「説明不足」も多数あります。しかし、以上に述べた問題は、全ての「説明」における「ベース」と言うべきもので、これを無視しているのは「委員会を馬鹿にしている」のか、「分かりにくいまま突っ走ろう」としているのか、疑念を覚えます。

以上を委員長から河川管理者側に申し入れをして頂きたいと思います。

2.) 「淀川水系流域委員会」委員の辞任について

橋爪委員が大阪市市長選に立候補する為、辞任を近畿地方整備局に申し入れられ、局は委員会に図らず処置し、後任を選ぶ姿勢を見せた事に危惧を感じます。橋爪委員にも「局長により任命されたものだから、局長に返せば良いではないか」の誤認があります。しかし、委員は「淀川水系流域委員会」に所属する事を委嘱されての委員なのです。すでに「委員会」は正式に発足しております。局長は橋爪委員に「先ず、委員会委員長にお申し出下さる様に！」と言わねばならないのです。

「委員会」は発足した途端、条件はあるものの「独立機関」なのであります。

この観点から、委員長は近畿地整に対しても「委員会の一切」について、「委員会が独立して判断を下した後、委員長からの要請を経て処置に入るよう」申し入れを行って頂きたいと思います。言うまでも無く、ここが「民主主義の原点」であり、「御用機関」になりたくなければ「断固、死守」しなければならない所ではないでしょうか。

下記、質問応募は拙速です。運営会議に諮り、委員会で審議の上、改めて募集して下さい。
過去、6年間審議し、答申・意見書・申し送り書等を無視する事になります。

琵琶湖・淀川水系流域圏京都桂川流域住民 酒井 隆



淀川水系流域委員会

[トップページ](#) | [サイトマップ](#)

[トップページ](#) > [河川整備計画原案に関わる質問募集について](#)

調 べ る	淀川水系流域委員会とは
	意見書等
	会議内容・議事録
	ニュースレター
	関連リンク
参 加 す る	会議のお知らせ・傍聴受付
	ご意見受付・寄せられたご意見

■ 河川整備計画原案に関わる質問について

・河川整備計画原案(河川環境・利用・人と川との繋がりを維持管理)に関する質問募集について

第60回委員会(平成19年9月11日開催)において、河川管理者より、「淀川水系河川整備計画原案について: 河川環境・利用・人と川との繋がりを維持管理」について説明が行われ、以下の決定がなされました。

「本日の河川管理者の説明について質問がある委員や一般傍聴者は、9/18までに庶務に提出する。第63回委員会(9/26)にて河川管理者から回答を説明して頂き、審議を行う。」

つきましては、第60回委員会の審議資料2、「淀川水系河川整備計画原案について: 河川環境・利用・人と川との繋がりを維持管理(河川管理者提供資料)」についてご質問がある場合は、9月18日(火)までに庶務宛ご提出下さい。

なお、ご提出いただいたご質問は、淀川水系流域委員会として河川管理者に照会し、回答を委員会で公表させていただきます。

その際、いただきましたご質問につきましては、公表される配付資料として、個人名を明記させていただきますことをご了承下さいようお願いいたします。個人名の明記に不都合がある場合はご質問時その旨ご記入下さい。

・ご質問の提出については以下の方法でお願いいたします。

1. ご意見投稿フォームより送信する 
2. メールで送信する 
yodogawa@imar.info (淀川水系流域委員会庶務)
3. FAXで送信する
06-6209-0036 (淀川水系流域委員会庶務)

※ご参考: [第60回委員会開催報告のページ](#)

[トップページ](#) | [淀川水系流域委員会とは](#) | [ご意見受付](#) | [傍聴申込み](#) | [プライバシーポリシー](#) | [サイトマップ](#)

Copyright(C) 2007 淀川水系流域委員会 All Rights Reserved.

大戸川ダム必要性についての疑問

大戸川ダムは、桂川の下流部を開削して越水することなく計画流量を流すことによる淀川本川の流量増加を吸収する目的であるが、大戸川ダム流域は小さく、かつ桂川からは遠く、降雨の地域分布に偏りがあるので計算通りに思惑は進まない。この理屈には無理がある。取りやめになった、かつてのダムの利水容量と治水容量の交換と同様である。

たとえ、上記の単純な仮定が当てはまる場合においても、琵琶湖の放流量をしぼり、天ヶ瀬ダムを活用すれば、下流の流量を十分調節できる。大戸川ダムの洪水貯留量は琵琶湖水位に換算すれば、ほとんど無視しうる量である。最近の大雨を対象にした気象予報精度は向上している。

高額なダム建設事業費は、琵琶湖の後期放流を増すために優先的に使うべきである。この方が投資効率をはるかに高く、また琵琶湖周辺住民の賛同が得られるはずである。

今回出された河川整備計画原案に正誤表が出されているが、あまりにも訂正が多く、この原案がよく練れていないことを表している。短期間に集中させた委員会開催と合わせて、河川管理者が慎重にことを運んでいる姿勢には見えない。

(社)大阪自然環境保全協会 高田直俊

意見書

近藤齊伸

私は高時川右岸の高月町井口の住民として75年、豊かな湖北の田園地帯に生活してまいりました。

地理的生活地点としては高時川水利の恩恵は非常に大きく感謝していますが、同時に埼玉県における高時川についての水対策には大きな危機と不安を抱いております。

8月28日付けで提出された河川整備計画策定の基本的な考え方の中に指摘があるように川を通して水、生物、土のつながりの希薄がある一方情報共有欠如もありとあり、たしかに理解できる部分があるが、地域の水対策にかかわって私も随分長きにわたりますが、歴史的な温故知新の精神もこの際には必要と思われる。

戦国時代から続いた高時川水利権をめぐる「井落し、横行」からみても水稲農業の水をめぐる生死の葛藤の中で川のつながり、人と人とのつながり、集落と集落のつながりが強固であつたし、上流は下流を考え、下流は上流を考えるという我田引水的な行爲はなかつたのではないが、一定のルール作りの中で妥協点を見いだしていたことは沿革横行志を見ても読みとれる。

今もって井口の「井ノ神社」では流域関係者により「井祭」が行われ先人の顕彰にあたっている。

つまり先人の智慧に学び100年先又その後における水問題として高時川はどうあるべきかの視点をきっちり持つべきだろう。この地に産んでから子どもの時に比べ、川の老成、水の変化は格段に進展した。土地改良国営事業農業用水路の完備は「水利は農の命脈なり」の至言のみならず、地域生活用水としても歴史に残る大事業であつたことは論をまたない。

農業用水、利水は慣行水利権として農政、農業政策を基盤にし、ものであり高時川の濁水との関係は次元を異にするものである。

私は総合的に考えて丹生ダム建設は必要と考えています。
 下流の通り高時川は天井川であり、蛇行は著しく、大雨になれば濁水が大量の土砂を押し流す。

20年～30年にわたる河川整備の具体的な整備計画については詳細な調査検討され理論的にも理解するところではありますが、丹生ダムを排除し河川整備治水、利水、環境論のみで解決できるものではないであろう。河川改修費だけで膨大な戦後と年数を要する一方淀川水系下流の戦後負担が見込めない状況の中では不安が高まる。高時川治水、利水の河川整備計画と丹生ダムの二者択一論で一本化するのはいかがでしょうか。

高時川の将来を考える上では丹生ダム建設方向と河川整備計画の重点化をほかり推進すべきと考えます。豪雨による堤防の破壊は蛇行状況や流水量力学上の予測データ等調査検討し流域地点ごとの改修補修工事と重点化すべきであろう。

濁水、土砂等の流出防止はダムによる流量調節以外にないであろう。地球温暖化が予想より大幅に進行し環境時計で9時31分地点と言われている。集中豪雨、大雨の長期化と反対現象としての干魃も予測されるであろう。

更に、高時川は天井川特有の復流水の恩恵がある。高月町民、又企業にも復流水上水道の恩恵はほかり欠けないものがあり、現状のまま推移すれば、下水道整備による水需要が増加すれば地下水は大きなピンチにおちいる。

集落内を流れる河川については、三面コンクリートも多く、生活用水のみならず、魚やホタルの生態系にもあまり良好な環境とは言えない。

集落では環境保全のための意識改革をし行動できるよう
住民ひとりひとりの努力が大切でありそのしくみが重要だろう。

同時にこれは琵琶湖保全にもつながる。

生きている河川, 生きている琵琶湖であるためにはダム建設計画
としてBOD, COD等の水質問題を検証し組織的な地域
の協力も含めて今後の課題としていかなければならない。

私個人としては丹生ダムの規模は少くとも/俺らの貯水量を減
と考えているし, 季節ごとの水調節を適正に行うべきであろう。

冬期間の積雪量にも問題があるが, 冬季における冷水と
高時川に流し琵琶湖流入することにより, 湖底水の水循環
機能と酸素量の増大をほかり, 生態系の活性化に効果が発揮
できるのではないかと思われる。

最後に高時川には常に水が流れ, 魚が住み, オタルの飛び
がうらむおいのある生活用水や復流水, 地下水の増加の
期待をするためにも, 高時川流域各町行政は利害を
越えて共働態勢と共通理解のもと取りこんでいたおき
たいし, 県, 国交省共に地元流域の意志を充分尊重いたす
丹生ダムが治水, 利水一体となった機能が発揮でき環境に
も配慮した前向きな誠意ある方向を打ち出したい
と願うものであります。

平成19年9月10日

近藤齊伸

平成 19 年 9 月 13 日

淀川水系流域委員会
委員長 宮本博司 様

質 問 書 (2)

荻野芳彦 (前委員)

淀川水系流域委員会委員の皆様方におきましては、誠にご苦勞様です。

さて、第 60 回委員会 (H19.9.11) において、4.1 人と川との繋がり、4.2 河川環境、4.5 利用、4.6 維持管理、について説明および委員からの質問が出されました。これについて下記にご質問をいたします。今後のご審議の参考にして下さい。

1. 整備対象が堤外地すなわち河川区域にかぎられ、しかも直轄区間に限定されたものになっています。これでは河川環境全体を捉えることはできません。基本的な考え方に修正が必要であると思われませんが、どうでしょうか？ すなわち、河川区域 (堤外地) を越えた区域、直轄区間外区間もふくめた水系に対する河川管理者としての取り組みはどうか具体的な修正と追加説明をして下さい。
2. 基礎案以降の結果をふまえて、となっていますが不満が残ります。例えば、(環境) 流量について、利水・水需要管理部会 (意見書) では利水者の水需要抑制と環境流量 (環境コスト) を関連づけて一定の説明をしています。これをどう踏まえたのか説明して下さい。関連して、スライド 17 の「流水の正常な機能」および「必要な流量」の内容を説明して下さい。また、「流量の確保」の手法を具体的に説明して下さい。「適正な水量」の内容を説明して下さい。また、「適正な水量の検討」経過・結果を説明して下さい。比奈知ダムの「攪乱増大」試験操作ではいかなる「水」を利用したのか説明して下さい。また、些細なことかもしれませんが、表題は「水量」となっており、説明文は「流量」となっています。微妙な使い分けを説明して下さい。
3. スライド 14 では「新たな施設による容量確保を検討する」となっていますが、水需要を抑制し、施設の運用を見直し水利権の精査確認および用途間転用等を行って「新たな施設によらない」が目指す共通認識ではなかったですか？ 間違いならば訂正して下さい？ 水位と水量をまとめて再説明して下さい。
4. 水質について、大川の水質が触れられていません。渇水時には取水制限とともに大川の維持流量も放流制限をするが、水質に与える影響について説明して下さい。もっとも、短期間であれば問題とするほどのものでなければあえて説明する必要はありません。「影響なし」で結構です。
5. 維持管理について、「維持管理計画書」を作成すると言うことですが、これまでの「土でできた堤防の維持管理」の見直しの要点を説明して下さい。堤防と同様に河床の浚渫も重要な維持管理項目です。指定区間も含めて河床の浚渫に関わる事項＝これまでの実績・成果・問題点および見直しの要点を説明して下さい。
6. 「徹底した連続性の確保 (スライド 5)」(基本的な考え方) から「新たな施設による容量確保を検討する (スライド 14)」と流れが変わり、次に治水・利水の観点から「ダム開発の必要性」(縦方向の連続性の分断) が論じられます。一貫していません。委員会では、原案が「質」と「量」とともに内容に乏しい、との批判的な意見も出されました。このような一貫性のなさ、にも原因があるように思います。
7. 河川管理者は、これまで 6 年間で 500 回を超える委員会・部会・検討会等で練り上げられてきた、これまでの河川管理者との共通の思いをもう一度精読されて、それらを原案に反映するよう再検討して下さい。よろしくご審議頂きますようお願い申し上げます。

以 上

「見事な軌道修正！・・・淀川水系流域委員会の運営について」

2007年9月13日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野隆彦

A) 審議スケジュールについて

1. はじめに「鐘は鳴る」

第3次委員会は、いろんな意味で注目を集めていた。「休止」や「レビュー」、そして、「透明性を欠如させた第3次委員の選任」。このような「河川局守旧派」からの「淀川水系流域委員会の変質」を狙った策動が続いてきたからである。

その中で、流域住民に押され、多くの前、元流域委員の「他薦」も受け、圧倒的な推薦を得て宮本博司(元 淀川工事事務所所長)がただ一人、公募の中で「新規委員」として選任されたのである。彼はメディアにより「淀川水系流域委員会の生みの親」として、今は全国の川に関心がある流域住民の間で有名になっている。しかも選挙で委員長になってしまった。今、全国の「審議会の委員長」でテレビカメラに一挙手一投足を狙われて居る者は他に見当たらない。

しかし、この出現を支えた人たちは、流域住民たち、前、元委員たちだけではない。近畿地整や河川局の中にも「必死に努力」した人たちが居たのである。「長良川河口堰建設」に反対して、様々な形で「川に自然を取り戻そう」とする運動と人が増えて行った延長線上に、これに真摯に耳を傾け、これまでの「河道主義」では本当の治水目的だって果たせない、ましてや、自然環境の回復などやりようがない、と考えられる河川官僚、職員たちが増えて来ている事を忘れてはならない。

2. スタートに落とし穴が仕掛けられていた！

第57回 委員会(第3次委員会のスタート)

谷本河川部長の挨拶をジックリ考察しよう。

『整備計画は、整備の順番や管理方法、日々の整備について具体的に書き込むものなので、委員、地域住民、自治体のご意見を＜精力的に伺いながら、一日も早く作り上げたい。＞＜目標としては今年度中＞に＜整備計画基礎案を法律に定められた整備計画にしたい＞と考えている。そのためにも、河川管理者自身も＜新たな工夫やチャレンジをしていきたい＞。流域委員会には、実りの多い、＜効率的な審議＞をよろしく願いたい。』

＜ ＞内の言葉をジックリ考えるまでもない。一日も早く！今年度中に！効率的に！整備計画を作ってしまいたい！という要求なのである。しかも、紛らしい言葉を使って、幻惑させようとの魂胆が想像できる。＜整備計画基礎案を法律に定められた整備計画にしたい＞！・・・「ひょっとしたら、河川管理者は宮本委員長の主張通り、基礎案殆んどを丸呑みした河川整備計画を作る為、さっさと審議を終えて欲しい、と言ってるのかも・・・。」と、思った人も居るかも知れない。第60回委員会で傍聴者発言ファ-

スト・バッターの方は、発言内容から推測して、そのように感じられていたのではないだろうか。

3. 更にテクニカルに道筋、滞筋を付けてくる

第58回委員会に、「河川管理者からの説明項目と所要時間」が出された。私の印象では「原案」しか見ていないが、一方的説明であったとしても全体でたった15時間とは、『エライ端折り振りだなあ！』と驚いたものである。

「・基礎案で整理した内容と大きく変更がなく、委員会と河川管理者で既に情報が共有されており、改めてもう一度審議していただく必要が低いと判断したものは、ごく簡単に説明、或いは説明そのものを省略させて頂く場合もあります。」と説明もして、1本、1本「釘を打っていく」手法で、委員会の協力を求めていく。「効率良く！」という言葉が飛び交う。

委員たちの多くが、ハードなスケジュールに怖気付いている状況の中で、宮本委員長は『兎に角やってみなければ分からない訳だから、取り合えずそのスケジュールで進めて行きましょう！しかし、しっかりと説明責任を果たして貰わない内に「見切り発車」だけはしないで呉れますね！』と、逆釘を打つ事は忘れなかったのであった。

4. 傍聴者などからの懸念

第58回委員会の傍聴者発言で佐川克之さんからの「懸念・批判」が出た。しかし、委員長はその直後に異例にも「反論」したのである。この事は委員長自身が委員会に対して犯した「越権行為」であった。そこで私は9月2日付けで運営会議宛の「改善要求」を出した。（意見書 NO.780 =「淀川水系流域委員会運営会議 御中」を参照されたい。）

また同日付で意見書 NO.779 =「淀川水系流域委員会の審議スケジュールについて」を寄せ、強い懸念を表明すると共に、「効率性ではなく、確実性のために、充実した議論が出来る審議スケジュールを取る」ことを求めたのであった。こういったハイ・スピードでハードなスケジュールが陥る先は、見えている。ましてや決めようとしているのは、当面は20～30年に及ぶ計画であり、それは50年100年先に繋がっていく長期の展望をもって考えねばならない事柄なのである。予算の為であるとか、なんとか、「お為ごかし」でしかない愚策であり、画策であろう。そんなに緊急な、どうしても！というなら、近畿地方整備局のトップが土下座してでも頼みに来る筈である。来ない、なんとしても来ない「あの人」なのかも知れないが………！？

5. 「運営会議」の叡智—軌道修正を行う

庶務が指示を受け、全委員への出席可能日のアンケートが行われた。この集計の検討と「審議スケジュールの再検討」が9月7日の「運営会議」にて行われたのである。

ここに於いて、第 60 回委員会で提案があり、決定したように毎週開催を否定し、原則として「月に 2 回」の委員会開催となったものである。これは現実的に委員自身が困る話であっただけでなく、また委員会の成立が出来なく流会に繋がると言う理由だけでなく、「充実した審議をする為には……」という非常に当たり前の意見が大勢を占めた事にある。このように柔軟に叡智をもって、時に応じ弱点を修正したり、粘りをもって充実した審議を続けて貰いたいものであり、私達「琵琶湖・淀川流域住民」たちは、淀川水系流域委員会を「未来を拓く、希望の星」として応援を惜しまない覚悟である。……………どうも、最後はちょっとセンチメンタル節であったかも……………。

B.) 傍聴者発言への干渉について

この件は、第 58 回委員会において、私の発言に対し、宮本委員長の干渉発言があり、大きな問題として「運営会議」宛に「改善」を要求していたものである。（意見書 NO. 780 「淀川水系流域委員会 運営会議 御中」と題したもの。ご一読を乞う。）

これは、彼に悪気があった訳でなく、つつい、親しい間柄であるための「気のゆるみ」が舌を滑らしたものと理解していたが、この調子で以後も傍聴者発言への干渉が行われると、気の弱い人も多いため、益々「傍聴者発言」が減るようになる事を懸念し、公式的に問題提起に踏み切ったものである。

この後、第 59 回委員会が始まる前に宮本さんは私の席に歩み寄ってきて、言葉を掛けて来た。『浅野さん、前は済みませんでした。』 テレビ・カメラが回り、マイクが近づく中、私は笑いながら彼にしっかりと「説教」をしてしまった。最後に握手をすれば良かったのだが、いかにもテレビ向けの演出っぽいので、それは控えた。

そして、「運営会議」後の第 60 回委員会に於ける「正式謝罪」の表明があり、傍聴者の皆さんも安心されたのではないかと、思う。そして、委員会冒頭の『流域委員会は初めから流域住民の皆さんに支えられ、これからも支えられ、一緒に進んでいくつもりです。』との表明は何時にも増して、感動があった。休憩時間にトイレで隣同士になり、会話を交した事は「個人情報」として＜書かないで置こう＞！！

C. 終わりに

矢張り懸念の通り、河川管理者の説明は「分かりにくく、多くの視点が欠落しており、総合的な計画の哲学がないまま、スピードだけは在りすぎる」、全くの「審議対象にし難い」代物であった。これからどのような補足説明をするのか、誠に不安である。委員の皆さん、飽くことなく粘り強く、納得できるまで議論を続けて頂きたい。それが国民、「川の最大の当事者＝流域住民」の切なる願いである。

2007. 9. 13

淀川水系流域委員会への意見

第60回委員会で一般傍聴者として意見を述べさせてもらったが、限られた時間で十分に意図が伝わったかどうか疑問に思うので、改めて書面で意見を述べさせていただきます。

河川環境について：

今までの流域委員会で生物多様性に言及した発言はあったとしても、生物多様性条約に踏み込んで発言されたのは水野委員が始めてだと思います。私も水野先生に同感です。

私も発言しましたように、耳当たりの良い表現「生き物にやさしい」の川づくりの概念を述べるけれども、結果として本当の多自然な川にならず、人工的多自然型川づくりに終わるという皮肉な結果になって、それが先進事例（小泉川）として紹介されているのが現状です。

日本国家は生物多様性条約を締結して、そのための国家戦略までつくったのだから、それを拠り所とした河川環境行政を遂行しなければ、魂の入った河川環境管理が出来ません。「生物多様性条約」に鑑み、河川環境管理を行うくらいの一文を整備計画原案に入れるべきです。

日本がこの国際条約に調印したと言うことは、国内法に優先して実行していく義務が生じていると言うことを、河川管理者は認識しているのでしょうか。何時までも土建屋的発想で、河川環境管理を遂行していると、世界水フォーラムを行った琵琶湖、京都議定書を作った京都、次回の生物多様性条約会議をやろうとしている日本（名古屋？）が恥をかくこととなります。仏作って魂が入らずという言葉がありますが、今の河川環境行政に多く当てはまります。

河川管理者は治水工学の専門家としてばかりでなく、保全生態学をもっと勉強して生物多様性を考慮した環境行政を行うべきです。生物多様性とは「種の多様性」「遺伝子の多様性」「生態系の多様性」を云うのです。これらが備わった環境行政を行えば初めて、「生き物にやさしい川づくり」となります。その時こそ、「生き物に優しい」と言う耳辺りのよい表現を使って下さい。

卑しくも生き物に優しい河川環境を目指す河川管理者は（財）日本生態系協会のビオ

トープ計画管理士、施工管理士2級レベルの資格を取得するべきです。目から鱗が落ちるほど生態系のことが良く判ってきます。1級管理士とまでは云いません。

大戸川ダム：

8月29日の新聞にせつかく管理者が苦勞して造った基礎原案のことより大戸川ダム凍結撤回の記事が躍り出ています。平成17年7月1日の治水に関する調査検討の成果として保津峡、岩倉峡を開削するまでは天ヶ瀬ダム再開発実施後においては、大戸川ダムの洪水調節による宇治川、淀川での洪水調節効果は小さいとしていると述べているにも拘らずです。

然るに今回は桂川の天下津地区の河道掘削計画を挙げ、大戸川ダムを造った場合、本流への水量を調節できるとしています。天下津地区の洪水危険性は平成17年7月1日の時点でも予測でき、そのための河道掘削計画はずっと前から絶えず継続してあったにもかかわらず、保津峡、岩倉峡を開削するまでは大戸川ダムの効果は小さいとした調査検討の成果と矛盾しています。

僅か2年前に治水工学の専門家である河川管理者が作った調査検討の成果を、本流の整備（中、上流部の堤防整備）が行われれば流量増を招くためと言う理由で、自ら覆えています。平成17年には大戸川ダム建設を中止するための理由付けをし、今回はダム凍結撤回をするための理由付け（シナリオを書く）をしています。

戦後最大洪水に対応するという前提条件は現在も、2年前も変わらないはずだし、それに対応する整備条件はあらゆる角度から専門家である管理者は考えてきたはずです。今回の基礎原案の整備条件が以前に比べて何を、どのように、何故変わったのか、どの場所が（what, how, why, where）整備されたのか、河川管理者は一般住民でも判り易く（言葉の羅列ではなく、図解入りで）説明する責任があります。

エコロジー研究会

主宰 竹内 碩

「淀川・宇治川・木津川・桂川における治水対策の考え方について」への疑問（その2）

2007年9月12日

自然愛・環境問題研究所 代表 浅野 隆彦

1) この『考え方』の中に、長期的視点が入っているのか？そこを具体的に説明して貰いたい。

現時点で20年～30年先に至る計画を策定しようとする時、その未来は如何なる変化に見舞われて来るか、また30年以上先に於いて更にどのような変化が予測されるか、確り「考えねばならない」のではないか。

地球自然変動においても、「温暖化」、「南海あるいは東南海大地震」は計画のスパンの中の確率は100%と言って良いのではないか。「地球資源の枯渇」も進行中であり、石油を初め、これまでの開発＝経済発展を支えてきた資源の枯渇・価格高騰が危機的な段階に入ろうとしている。日本の内因の変化で大きく現在の動向を左右するものは、「人口減少」であろう。これらを考えるだけでも、「経済の劇的後退」が避けられない状況に追い込まれて行く日本が見えて来るではないか。そういった未来に何が必要で、何が不要なのか。

現実においても800兆を越す国庫の借金、未だ未来にツケを回し、負の遺産を残す事を考えているとしか思えないのである。

淀川流域委員会への意見

いつもご苦勞様です。以下に私の意見を書いております。

1. 2年前の基礎案が今回の原案でどのように反映されているのかさっぱり分かりません。誰もが分かるようなまとめ方はできませんか。また6年間委員会で議論したことがどう生かされているのかもさっぱり分かりません。
2. 新委員による委員会も発足しましたが、特に新委員には6年間の成果を熟読して勉強して欲しいと思います。基礎知識がない状態で委員会に望むことは許されません。
3. 委員会としてか河川管理者としてかどちらでもいいですが、これまでに審議した成果を国民にわかりやすく体系化して示す必要があると思います。傍聴者のほんの数人からしか意見がでないのは傍聴者の誰もが真剣に過去の資料に目を通していないからだとおもいます。体系的にまとめられていないから一部の人しか発言できないのです。膨大な資料は放置すれば宝の持ち腐れです。
4. 今回で最終回ということですが、2回の委員会からも基本的な考え方というか理念が見えてきません。具体例は示されていますが、全体がどうなっているのかさっぱり分かりません。第2回委員会で「台風に対する備えは出来ているのか」と河田委員が言われているようなことがまだまだ未検討課題はないでしょうか。
5. 委員会が12月末までに答申というのか、文書にして回答するのでしょうか。その後は委員会もなくて施策は河川管理者の恣意的な執行に委ねられるのでしょうか。本来整備計画ができて事業として施行段階で国民と協働で「かわづくり」をすべきではないでしょうか。いわゆるPDCAを国民と河川管理者と協働してまわして行くことが大切かと思います。

以上私の意見を述べておきます。

松 倉 孝 夫

07.9.9

佐川克弘

日吉ダムの洪水調節容量の見直しを急げ！

現在日吉ダムの洪水調節容量は4200万 m^3 となっていますが、これを4500万 m^3 として亀岡の洪水被害の軽減に資するべきだと考えます。ただしその前提は京都府が獲得している水利権を0.585 m^3/S 返上させることです。これは既存のダムの運用を変更するだけなので関係者が決断すればすぐにも実現可能と考えます。ご検討いただければ幸いです。

8月28日発表された「河川整備計画原案」の“具体的な整備内容”にはふれられていませんが、「淀川水系工事实施計画と淀川水系河川整備基本方針（素案）の対比表」には次のように方針が示されています。

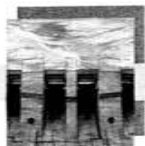
桂川では、洪水調節施設による洪水調節とあわせて堤防の新設、拡築及び河道の掘削により、河積を増大させ、護岸等を整備するとともに、堤防の強化を図り、計画規模の洪水を安全に流下させる。また、関係機関と調整しながら既存の洪水調節施設の有効利用を図るとともに、小規模な洪水調節施設を整備する。

最終決定した「河川整備基本方針」が上記素案の通りかどうか確認しておりませんが、私の提言は素案の言う **既存の洪水調節施設の有効利用** に該当すると考えます。

それでは私の提言の前提である京都府の水利権0.585 m^3/S の返上は可能でしょうか？私は京都府が決断すれば可能だと考えます。というのは京都府乙訓浄水場の施設能力は現時点で0.575 m^3/S であり、残る0.585 m^3/S は未使用だからです。人口の見通し、節水機器の普及などを勘案すると今後の水需要も増えるとは思われません。ですから京都府が結果として過大となった過去の水需要予測にこだわって今後とも亀岡の住民に人災被害（洪水）を強いるのか、人災を解消するために水利権を返上するかは京都府の決断次第なのです。水利権の許認可権限を有する河川管理者は京都府に意向を打診すべきではないでしょうか。

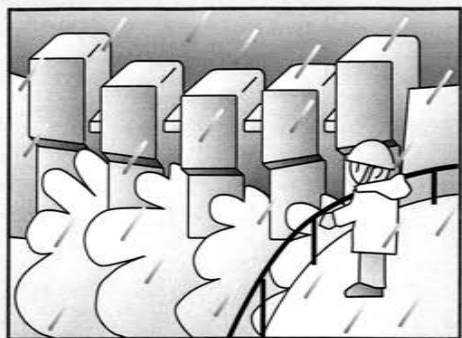
追って念のため水資源開発公団発行のパンフレットのコピーを添付しておきます。

以上



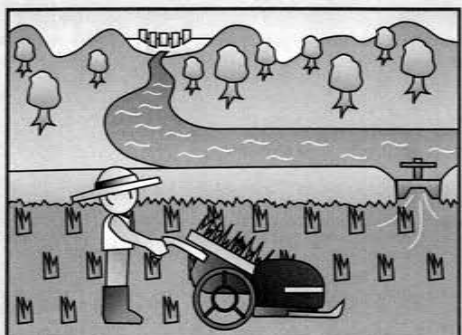
ダム

ダムの目的



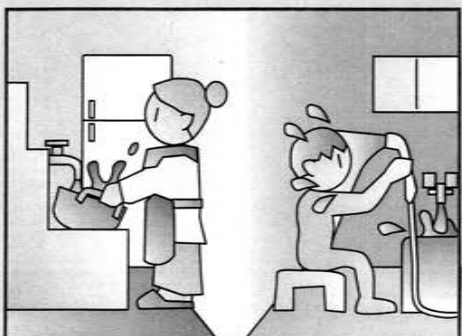
水害に挑む

淀川・桂川が流れる地域、なかでも日吉ダムの下流にあたる亀岡市などでは、これまで洪水による被害がたびたび起きていました。日吉ダムは下流域の水害を少なくするために働きます。



水枯れを防ぐ

桂川の水は、桂川にそった地域でさまざまな用水に使われています。日吉ダムは年間を通じて安定した流れを保つために役立ちます。



水の恵みを広く活かす

日吉ダムによって、京都はもちろん阪神地区で水道用水として使える水が毎秒約3.7m³(約100万人分)増え、広い地域の暮らしに役立ちます。

水の量をコントロール

大雨などで一気に大量の水が下流に流れることを防ぐため、特に雨の多い梅雨から台風の時期は、前もって水位を下げてダム湖にたくさんの水を貯められるようにしておき、ダムの下流域の水害を少なくします。また雨が少なく川の水量が少ない時は、貯めておいた水を下流に放流し、その水を利用できるようにします。安定した水量を流せば、下流で利用できる水道水全体の量が増えることとなります。日吉ダムではこのように川の水を状況に合わせて上手くコントロールします。

